

愛労委令和4年（不）第3号事件（7条2号）

1 事案の概要

本件は、被申立人Y1会社及び被申立人Y2会社（以下、Y1会社とY2会社とを併せて「会社ら」という。）が、申立人組合からの、令和4年2月10日付けの団体交渉（以下「団交」という。）の申入れに応じなかったことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同月28日に申立てがされた事件である。

2 本件の争点

- (1) 会社らの双方又は一方は、組合からの令和4年2月10日の団交申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）について、組合の組合員であるAとの関係において労組法7条の使用者に当たるか。
- (2) 会社らの双方又は一方が、本件団交申入れについて、A組合員との関係において労組法7条の使用者に当たる場合、当該使用者が本件団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。

3 主文

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

(1) 争点(1)について

ア 一般に、労組法7条にいう使用者とは、労働契約上の雇用主をいうものであるが、雇用主以外の事業主であっても、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、当該事業主は同条の使用者に当たるものと解するのが相当である。

イ A組合員に係る労働災害事故当時、A組合員は、C会社に雇用されていたものであり、会社らがA組合員の雇用主ではないことに争いはない。

次に、会社らは、A組合員に対して、日常的に具体的な業務内容や勤務内容について指示、管理をしていなかったことが認められる。

また、会社らは、A組合員の給料、待遇、勤務時間等について、指示、決定をしたことはない。さらに、B1倉庫の倉庫管理主任者であったB2所長は、倉庫管理

主任者として運送会社のドライバーに直接業務を指示することがなかったほか、運送会社のドライバーであるA組合員の勤務状況を把握しておらず、その給料、勤務時間等の労働条件について、ドライバーを雇っているC会社と協議をしたこともなく、A組合員の労働条件の決定に関わることはなかったことが認められる。

これらのことからすると、会社らはいずれも、A組合員の基本的な労働条件等について、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったと認めることはできない。

ウ 以上から、会社らの双方又は一方は、本件団交申入れについて、A組合員との関係において労組法7条の使用者に当たるとはいえない。

(2) 争点(2)について

会社らは、A組合員の労組法7条の使用者に当たるとはいえないから、会社らが本件団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当しない。